

令和6年度

江津市

健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

江津市

江津市監査委員



## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

- (1) 令和6年度決算に基づく健全化判断比率
  - ① 実質赤字比率
  - ② 連結実質赤字比率(全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
  - ③ 実質公債費比率
  - ④ 将来負担比率(公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率)
- (2) 令和6年度決算に基づく資金不足比率
- (3) 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 【参考】健全化判断比率及び資金不足比率の対象

区 分		会 計 名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
江津市	一般会計等	一般会計	↕	↑	↑	↑		
	特別会計 (公営事業会計)	公営企業以外の特別会計		↓	↓	↓		
		国民健康保険事業特別会計						
		国民健康保険診療所事業特別会計						
		公営企業会計	水道事業会計					↕
			下水道事業会計					↕
一部事務組合・広域連合		浜田地区広域行政組合(普通会計)						
		江津邑智消防組合(一般会計)						
地方公社・第三セクター等		江津市土地開発公社				↓		

(注) この表は、総務省が作成した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率を算定するための様式に関する記載要領等を基に、江津市の会計を記述したものである。

### 2 審査の期間

令和7年7月2日から8月8日まで

### 3 審査の方法

江津市監査基準に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確に作成されているかなどに主眼をおき、関係各課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められた。

### 第3 審査意見

「実質公債費比率」は3カ年平均で1.1ポイント改善、「将来負担比率」は6.1ポイントと令和5年度に続き改善している。また、令和7年5月末時点の基金残高は前年度と比較して3億4,848万円余増加している。引き続き将来を見据えた財政運営に努められたい。

### 第4 健全化判断比率の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実質赤字比率	—	—	—	—	13.52%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	18.52%	30.00%
実質公債費比率 (3カ年平均)	12.0%	11.0%	10.8%	9.7%	25.0%	35.0%
※実質公債費比率 (単年度)	11.6%	10.5%	10.4%	8.4%		
将来負担比率	79.3%	68.0%	53.6%	47.5%	350.0%	

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合「—」と記載

2 早期健全化基準及び財政再生基準は、審査対象年度の各健全化判断比率を表示

#### ◆類似団体等との比較

実質公債費比率 (3カ年平均)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
江津市	13.7%	13.7%	12.9%	12.0%	11.0%	10.8%
類似団体平均	8.7%	8.8%	8.7%	8.2%	8.0%	8.2%
全国平均	6.1%	5.8%	5.7%	5.5%	5.5%	5.6%
島根県平均	13.3%	12.7%	12.0%	11.6%	11.2%	10.9%

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
江津市	109.6%	100.9%	101.3%	79.3%	68.0%	53.6%
類似団体平均	37.9%	38.7%	32.5%	23.0%	15.5%	13.0%
全国平均	28.9%	27.4%	24.9%	15.4%	8.8%	6.3%
島根県平均	110.6%	107.4%	102.6%	92.6%	89.7%	84.2%

※総務省・地方財政状況調査(全市町村主要財政指標より)

<標準財政規模>

地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう經常一般財源(毎年度継続的に収入される使途が特定されない収入)の規模を示すもの。

※令和6年度の標準財政規模:9,015,712千円

(1) 実質赤字比率 (各年度の経営状況を示す指標)

通常は、その年度に実施した事業のための支払は、その年度の歳入により行うことが原則である。従って、赤字が計上された場合この原則に沿えなかったことになる。

一般会計などの実質的な赤字額で算定するが赤字額は計上されていない。

実質赤字比率

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{一般会計等の赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ &= \frac{\text{赤字額なし}}{9,015,712\text{千円}} \\ &= \text{—} \quad (\text{数値なし}) \end{aligned}$$

(2) 連結実質赤字比率 (各年度の経営状況を示す指標)

実質赤字比率が「一般会計などの実質的な赤字額」で算定するのに対し、連結実質赤字比率は「一般会計」に「特別会計」・「公営企業会計」を加えた赤字額で算定する。

こちらも赤字額は計上されていない。

連結実質赤字比率

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ &= \frac{\text{赤字額なし}}{9,015,712\text{千円}} \\ &= \text{—} \quad (\text{数値なし}) \end{aligned}$$

<基準財政需要額>

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ、妥当な水準の財政需要を一定の方法によって算定した額。

(3) 実質公債費比率 (公債費による財政負担の度合いを判断する指標)

一般会計が負担する実質的な公債費相当額が標準財政規模に占める割合を示すもので、数値が小さいほど良好とされる。

分子を構成する元利償還金及び準元利償還金のうち、元利償還金が令和5年度において繰上償還を行ったことにより減少、公営企業に要する経費の財源に充てるための繰入金が増加したことにより、分子側が前年度と比較し1億3,847万9千円減少し、分母側は普通交付税の増加などの要因により7,929万1千円増加した。これにより単年度数値は2.0ポイント改善した。

実質公債費比率

$$= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$= \frac{(1,998,685 \text{千円} + 441,271 \text{千円}) - (64,679 \text{千円} + 1,766,146 \text{千円})}{9,015,712 \text{千円} - (1,766,146 \text{千円})}$$

$$= \frac{609,131}{7,249,566} = 8.4 \quad (\text{令和6年度数値})$$

$$\text{3カ年平均数値} \quad 9.7$$

算定数値の内訳

(単位:千円)

項 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
分子	地方債の元利償還金	2,139,505	2,153,762	1,998,685
	準元利償還金	493,613	463,136	441,271
	公営企業債の償還財源充当額	449,549	426,170	402,524
	一部事務組合等への地方債償還財源充当額	33,325	26,227	28,062
	公債費に準ずる債務負担行為	10,739	10,739	10,685
	特定財源	76,159	69,335	64,679
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,810,935	1,799,953	1,766,146
分子 値		746,024	747,610	609,131
分母	標準財政規模	8,939,529	8,970,228	9,015,712
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,810,935	1,799,953	1,766,146
	分母 値	7,128,594	7,170,275	7,249,566
単年度数値の推移		10.5%	10.4%	8.4%
3カ年平均数値の推移		11.0%	10.8%	9.7%

(4) 将来負担比率 (将来的に負担すべき実質的な負債の程度を示す指標)

将来にわたって返済しなければならない借入金等の負債額が1年間の収入に占める割合を示すもので、数値が小さいほど良好とされる。

分子を構成する地方債の現在高が繰上償還や起債の調整により減少したことや将来負担額から控除する充当可能財源のうち充当可能な基金が増加したなどの要因により分子側は4億146万6千円減少し、分母側は普通交付税の増などの要因で標準財政規模が増加した。その結果、前年度比6.1ポイント改善した。

将来負担比率

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込} + \text{地方債に係る基準財政需要額算入額見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \\
 &= \frac{(26,659,377 \text{千円}) - (5,826,902 \text{千円} + 606,171 \text{千円} + 16,779,565 \text{千円})}{(9,015,712 \text{千円}) - (1,766,146 \text{千円})} \\
 &= \frac{3,446,739}{7,249,566} = 47.5
 \end{aligned}$$

算定数値の内訳

(単位:千円)

項 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
分子	将来負担額			
	地方債の現在高	18,591,592	16,838,720	16,640,694
	債務負担行為に基づく支出予定額	42,141	31,402	37,766
	公営企業債等繰上見込額	7,631,687	7,254,808	6,897,678
	組合負担等見込額	290,017	284,583	333,058
	退職手当負担見込額	2,708,744	2,693,602	2,750,181
	小 計	29,264,181	27,103,115	26,659,377
分母	地方債の償還に充当可能な基金	5,375,433	5,344,809	5,826,902
	地方債の償還に充当可能な特定の歳入	1,006,906	726,324	606,171
	地方債に係る基準財政需要額算入額	18,033,515	17,183,777	16,779,565
	分子 値	4,848,327	3,848,205	3,446,739
	標準財政規模	8,939,529	8,970,228	9,015,712
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,810,935	1,799,953	1,766,146
	分 母 値	7,128,594	7,170,275	7,249,566
単年度数値の推移		68.0%	53.6%	47.5%

## 第5 資金不足比率の状況

公営企業の資金不足をその事業規模と比較した指標で、経営状態の悪化の度合いを示すもので、いずれの事業においても資金不足は生じていない。

従来から一般会計からの繰入金により収支の均衡が図られているためである。

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$	
水道事業	=	$\frac{\text{不足額なし}}{496,382\text{千円}}$	= <span style="background-color: #cccccc; padding: 5px;">—</span> (数値なし)
下水道事業	=	$\frac{\text{不足額なし}}{146,397\text{千円}}$	= <span style="background-color: #cccccc; padding: 5px;">—</span> (数値なし)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法非適用	公共下水道事業	—	—	/	/
	農業集落排水事業	—	—	/	/
法適用	水道事業	—	—	—	—
	下水道事業	/	/	—	—